第二百四十三条を削り、第二百四十三条の二を第二百四十三条とする。

第二百四十四条中「宿舎技術調整官」を「国有財産調整官及び特別国有財産管理官」に改める。

第二百四十八条第二項中「第五号まで」を「第四号まで及び第六号」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二百五十条第一項中「百六人」を「百十一人」に、「二百二十六人」を「二百四十八人」に改め、同条第二項中「第六号及び第七号、第二百三十八条第一項各号」を「第五号、第七号及び第八号」に、「建設等計画事務並びに」を「国有財産地方審議会及び」に改め、同条第三項中「、第二百三十八条第一項各号」を削り、「建設等計画事務並びに」を「国有財産地方審議会及び」に改める。

第二百五十一条第一項中「百四十人」を「百四十二人」に改める。

第二百五十五条第二項中「帯広財務事務所」を「釧路財務事務所及び帯広財務事務所」に改める。

第二百五十七条第二項中「帯広財務事務所」を「釧路財務事務所及び帯広財務事務所」に改める。

第二百五十九条第一項第一号中「関すること」の下に「（次号に掲げる事務を除く。）」を加える。

第二百六十七条第一項中「東京税関」を「東京税関の監視部に、次長三人を、」に、「業務部に次長」を「業務部に、次長」に、「調査部に次長」を「調査部に、次長」に改める。

第二百八十五条第一項中「十二人」を「十四人」に、「大阪税関」を「名古屋税関、大阪税関」に改め、「名古屋税関」を削り、「八十六人」を「八十三人」に改める。

第二百八十六条第三項の表東京税関の項中「十四人」を「十五人」に改め、同表名古屋税関の項特別監視官の欄中「三人」を「四人」に改め、同表長崎税関の項中「三人」を「五人」に、「二人」を「一人」に改め、同表合計の項中「七十四人」を「七十七人」に改める。

第二百九十条を次のように改める。

（麻薬探知犬訓練センター室の所掌事務）

第二百九十条　麻薬探知犬訓練センター室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　麻薬探知犬の統一的な訓練及び運用に関すること。

二　麻薬探知犬の育成、訓練及び運用に関すること。

第二百九十七条第一項中「六人」を「七人」に改め、同条第二項中「に規定する」を「各号に掲げる」に改める。

第二百九十八条第一項中「百八十七人」を「百八十六人」に、「四百七人」を「四百十二人」に改め、同条第二項及び第三項中「第二百九十条」の下に「各号」を加える。

第二百九十九条第一項中「四十五人」を「四十三人」に改める。

第三百一条第三項の表東京税関の項中「二十四人」を「二十五人」に改め、同表合計の項中「六十四人」を「六十五人」に改める。

第三百十五条第一項中「二十人」を「十九人」に改める。

第三百十六条第一項中「東京税関」の下に「の業務部に、税関訟務官二人以内を」を加える。

第三百十七条第一項中「十四人」を「十五人」に改める。

第三百十九条の二第一項中「横浜税関の業務部に、認定事業者管理官三人以内を、東京税関」を「東京税関の業務部に、認定事業者管理官四人以内を、横浜税関の業務部に、認定事業者管理官三人以内を」に改める。

第三百二十一条第一項中「百七人」を「百八人」に、「二百二人」を「二百十四人」に改める。

第三百二十二条第一項中「二十人」を「十九人」に、「大阪税関」を「横浜税関及び大阪税関」に、「五人」を「それぞれ五人」に改め、「横浜税関及び」を削り、「それぞれ三人」を「三人」に、「九十一人」を「九十三人」に改める。

第三百二十三条第一項中「及び神戸税関」を「、神戸税関及び門司税関」に、「十八人」を「十六人」に改める。

第三百二十四条第三項の表東京税関の項中「十四人」を「十三人」に改め、同表名古屋税関の項中「十三人」を「十四人」に改め、同表神戸税関の項中「十四人」を「十三人」に改め、同表合計の項中「四十五人」を「四十四人」に改める。

第三百三十五条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第三百三十六条第一項中「十四人」を「十五人」に改める。

第三百三十七条第一項中「百九十二人」を「三百四十三人」に、「三百二十九人」を「三百四十三人」に改める。

第三百三十八条第一項中「七十二人」を「六十九人」に改める。

第三百四十三条第八項中「東京税関成田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ四人を、東京税関羽田税関支署及び名古屋税関中部空港税関支署に、次長それぞれ三人を、東京税関成田航空貨物出張所、東京税関成田南部航空貨物出張所」を「東京税関成田税関支署、東京税関羽田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ四人を、東京税関成田航空貨物出張所及び名古屋税関中部空港税関支署に、次長それぞれ三人を」に改める。

第三百七十八条第一項中「一人」を「二人以内」に、「十二人」を「十一人」に改める。

第三百九十三条第十五号中「行う調査」を「行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達」に改める。

第三百九十四条第五号、第三百九十五条第五号及び第三百九十六条第六号中「調査（」を「外国の租税の賦課（」に、「限る。）」を「限る。）に関する調査及び文書の送達」に改める。

第四百条第一号中「及び納税の猶予」を「、納税の猶予及び外国との租税に関する協定に基づく徴収の共助の要請による徴収（以下「徴収の共助の要請による徴収」という。）」に改め、同条第三号中「及び納税の猶予」を「、納税の猶予及び徴収の共助の要請による徴収」に改め、同条第七号中「第四号から第九号」を「第五号から第十号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関すること（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。

第四百五条の二第一項中「一人」を「二人」に改める。

第四百十条第一項中「百八十九人」を「百九十一人」に改める。

第四百十二条第一項中「五十一人」を「五十三人」に改める。

第四百二十八条中「三十九人」を「四十人」に改める。

第四百三十九条第二項中「百六十八人」を「百六十七人」に改める。

第四百四十五条第二号及び第四百四十六条第十号中「調査に」を「外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達に」に改める。

第四百四十七条第六号中「調査（法人及び源泉徴収義務者に関するものに限る。）」を「外国の租税の賦課（法人及び源泉徴収義務者に関するものに限る。）に関する調査及び文書の送達」に改める。

第四百四十八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関すること（調査査察部等の所掌に属するものを除く。）。

第四百六十七条第三項の表大阪国税局の項審理官の欄中「一人」を「二人」に改め、同表合計の項中「十人」を「十一人」に改める。

第四百六十八条第七号中「行う調査」を「行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達」に改め、同条第八号中「行う調査」を「行う外国の租税の賦課に関する調査」に改め、「財務省令で」の下に「別に」を加える。

第四百六十九条第四号中「調査（個人に関するものに限る。）」を「外国の租税の賦課（個人に関するものに限る。）に関する調査及び文書の送達」に改め、同条第五号中「調査（個人に関するものに限り、」を「外国の租税の賦課（個人に関するものに限る。）に関する調査（」に改める。